

職員の給与等に関する報告および勧告

令和5年10月

滋賀県人事委員会



滋 人 委 第 3 2 1 号
令和 5 年 (2023 年) 10 月 16 日

滋賀県議会議長 奥 村 芳 正 様

滋 賀 県 知 事 三 日 月 大 造 様

滋賀県人事委員会
委員長 池 田 美 幸

職 員 の 給 与 等 に つ い て

本委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項および第 26 条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について別記第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別記第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置を執られるよう要請します。

別記第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかについて検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適

切な方式であるとされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

2 職員の給与

本委員会が、令和5年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員 8,922 人、県費負担市町立学校教職員 7,110 人、合計 16,032 人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等 10 種の給料表が適用されているが、そのうち行政職給料表適用者は 3,512 人で、その平均給与月額 は 363,002 円（給料 317,250 円、扶養手当 8,233 円、地域手当 20,717 円、その他の手当 16,802 円）であり、平均年齢は 41.0 歳（男性 42.2 歳、女性 38.9 歳）、性別構成は男性 64.9%、女性 35.1%、学歴別構成は大学卒 73.7%、短大卒 10.7%、高校卒 15.6%となっている。

また、全職員の平均給与月額は 393,235 円（給料 347,080 円、扶養手当 8,814 円、地域手当 22,041 円、その他の手当 15,300 円）であり、その平均年齢は 40.4 歳（男性 40.8 歳、女性 39.8 歳）、性別構成は男性 59.0%、女性 41.0%、学歴別構成は大学卒 84.6%、短大卒 5.5%、高校卒 9.7%、中学卒 0.2%である。

（参考資料第 1 表から第 4 表まで参照）

3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の 673 事業所から、層化無作為抽出法により抽出した 133 の事業所を対象に、「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の 5,423 人および研究員、医師等 54 職種の 807 人について、本年 4 月分として個々の従業員に支払われた給与月額および当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給実績についても調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、93.1%と極めて高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

その主な調査結果は、次の(1)～(4)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員6,230人の給与について調査したところ、参考資料第15表のとおりとなっている。

(参考資料第15表参照)

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初任給（規模計）
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	212,845
	短 大 卒	193,566
	高 校 卒	177,013

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

(参考資料第16表参照)

(3) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況について調査したところ、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は60.5%（昨年49.0%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.5%（同該当なし）となっている。

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	60.5 %	4.3 %	0.5 %	34.7 %
課 長 級	47.6	9.9	0.5	42.0

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

(参考資料第21表参照)

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は94.3%（昨年89.8%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は37.8%（同28.5%）、減額となっている事業所の割合は5.1%（同3.8%）となっている。

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	95.2 %	94.3 %	37.8 %	5.1 %	51.4 %	0.9 %	4.8 %
課 長 級	87.0	86.1	28.7	5.3	52.1	0.9	13.0

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料第22表参照)

(4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額の4.48月分となっている。

区 分		事務・技術等従業員		技能・労務等従業員	
		円		円	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	389,327		309,809	
	上半期 (A2)	402,229		313,796	
特別給の支給額	下半期 (B1)	911,287		684,646	
	上半期 (B2)	859,684		609,291	
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.34		2.21	
	上半期 (B2/A2)	2.14		1.94	
	年間計	4.48		4.15	
年間の平均		4.48			

注1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

(参考資料第19表参照)

4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

(1) 月例給

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢41.6歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして3,646円（0.98%）下回っていた。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B) (円) $\left[\frac{A-B}{B} \times 100 \right]$ (%)
376,545円	372,899円	3,646円 (0.98%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額の4.48月分に

相当しており、職員の期末手当および勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.08月分下回っていた。

5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給（給料）の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は100.1であったが、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するための地域手当補正後のラスパイレス指数では98.4であり、国家公務員の水準を下回っている。

なお、地域手当補正前の同年のラスパイレス指数は、近畿6府県は99.0～100.7、47都道府県の平均は99.8であった。

6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国で3.5%、大津市で2.8%上昇している。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ128,170円、175,600円および223,040円となっている。

（参考資料第27表および第28表その2参照）

7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月7日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の勤務時間について勧告するとともに、一般職の職員の給与について報告および勧告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

8 給与の改定

(1) 本年の民間給与との較差等に基づく給与改定

ア 月例給

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、

本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

諸手当のうち扶養手当については、子に係る扶養手当は、本年4月1日現在、9,900円であるが、本年の公民較差および給料表の改定を考慮し、10,000円に引き上げることが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、これまでの取扱いを踏まえ、人事院勧告に準じて改定することが適当である。

イ 特別給（期末手当および勤勉手当）

期末手当および勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当および勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げることとする。

(2) その他

ア 在宅勤務等手当

本年、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、光熱・水道水費等の負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設を勧告した。これまでから給与制度は基本的に国に準じて措置してきたところであり、在宅勤務等に係る職員の費用負担についても国と事情を異にするものではないことから、人事院勧告の趣旨を踏まえ、国に準じた制度を設けることについて検討する必要がある。

イ 獣医師に対する初任給調整手当

本県では、獣医師の採用困難な状況に鑑み、平成4年から獣医師に対して初任給調整手当が支給されているが、平成6年の支給額の改定後は見直しが行われていない。この間、他の都道府県等において、同様の手当の創設や支給額の改定が行われてきた結果、制度創設時と比較して、本県の相対的な優位性は相当程度低下している。近年、獣医師の欠員も生じており、これまでも増して人材確保が

困難な状況にあることから、他の都道府県等の状況も踏まえ、支給額等の見直しを検討する必要がある。

ウ 給与制度のアップデート

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告において、給与制度のアップデートとして、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示した。具体的な内容は今後検討を進めることとされているが、本県の実情を踏まえて個々に対応を検討する必要があるため、国の動向を注視していく必要がある。

II 人事管理に関する事項

1 人材の確保

近年、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、民間企業の高い採用意欲等を背景として、上級試験の受験者数が減少傾向にあり、人材の確保が厳しい状況となっている。特に、理系学生については民間企業における内定時期が年々早まっており、技術系職種の新採用が困難な状況にある。

一方、本県においては2025年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催などの行政需要に対応するため、採用予定人員は増加傾向にある。

このような中、優秀な人材の確保に向けて、民間企業の内々定解禁日（6月1日）を見据え、本年度から総合土木職を対象として4月に上級試験（先行実施枠）を実施するとともに、新たに21歳以下の高等専門学校卒業生（年度内卒業見込み者含む。）も総合土木職の上級試験を受験可能とする見直しを行った。

その結果、先行実施枠試験と6月の上級試験とを合わせた総合土木職の受験者数は58人と、昨年度の12人から大幅に増加した。しかし、行政（専門試験型）など他の職種において受験者が減少したため、全職種で見ると受験者数は555人、競争倍率は3.6倍で昨年度と同程度にとどまり、依然として厳しい状況が続いている。

質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、優秀な人材の確保は喫緊の課題であることから、本委員会においても、試験の実施結果を検証し、適切な能力実証の観点に留意しながら、より幅広い層の方が受験しやすい試験方法の導入など、試験制度の見直しに着手し、検討を進めているところである。

また、就職先として選ばれるために、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、職場としての魅力や県職員のやりがいを含め、今まで以上に強くアピールしていくことが必要であり、本委員会においても、就職セミナーの開催や業務紹介動画の発信等に力を入れているほか、本年度から新たな取組として、学生等が先輩職員に業務内容や職場の雰囲気などを気軽に尋ねたり不安な点を相談し

たりできる「先輩職員個別相談」を実施している。

任命権者においても、インターンシップの機会等を通じて学生等の志望意欲を喚起していくことが重要であり、今後も本委員会と任命権者との連携を密にしながら、志望者のニーズに寄り添った情報発信に一層努めていく。

また、合格者の滋賀県職員として働く意欲を維持し、採用辞退を防止するために、合格者説明会等の取組は重要であり、任命権者においては引き続き合格者に対する手厚いフォローアップに努める必要がある。

2 全ての職員の活躍推進

複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し質の高い行政サービスを提供するためには、職員同士が互いの個性や価値観を多様性として認め合い、高い意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮できる県庁を実現する必要がある。

このような理念のもと、性別や年齢、性的指向および性自認、障害の有無、育児や介護といった事情の有無を問わず、誰もが安心して活発にコミュニケーションできる職場環境をつくることは、上司による適切なマネジメントや、一人一人に応じたきめ細かなOJTとキャリア形成支援の土台となるものである。

任命権者においては、職員の多様な能力や個性を十分にいかすために、中堅・若手職員の能力開発や、管理職員のマネジメント力向上、高齢層職員の活躍推進等に向けた各種研修を充実させるとともに、職員が自らの希望に応じて主体的に学べる環境を整備する必要がある。

さらに、人事評価制度については、平成28年度の導入から一定期間が経過したことから、あらためて人材育成への効果的な活用等という制度の趣旨に立ち返り、運用状況を検証し、公平・公正な評価や面談の徹底、充実等に向けた改善に取り組む必要がある。

障害者雇用については、今後法定雇用率が引き上げられることも念頭に置き、計画的な採用に努めるとともに、職員が能力を十分に発揮し、やりがいをもって働き続けられるよう、引き続き職場環境を整備し支援していくなど、取組を進める必要がある。

女性職員の活躍推進については、令和5年3月に策定された新たな特定事業主行動計画（知事部局等）に掲げる目標の達成に向け、引き続き女性職員のキャリア形成支援・登用の推進や、男性職員の主体的な家事・育児参画の促進等に取り組む必要がある。

能力と意欲のある高齢層職員の活用を図るため、本年4月から定年の段階的な引上げと併せて、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置が講じられた。

従前の定年年齢である60歳を超えて勤務する高齢層職員には、業務を担う係員としてこれまでの知識や経験を発揮することのほか、後進の育成やマネジメントの補佐的な役割も期待されている。

任命権者においては、職員が意欲を持って働き、組織において期待される役割を果たせるよう、適切な学び直しの機会を確保するとともに、適性や能力に応じた効果的な人員配置に努める必要がある。

会計年度任用職員については、任期の定めのない常勤職員と共に働く地方行政の重要な担い手であることから、その勤務条件に関し、職責等に応じた適切な処遇を図る必要がある。

地方自治法の改正に伴い、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、本県の会計年度任用職員の実情を踏まえ、勤勉手当の基礎額、期間率および成績率の取扱いなど、人事評価の活用を含めた具体的な支給方法について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める必要がある。

3 働き方改革の推進と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

知事部局における昨年度の時間外勤務等は、一人当たり月平均19.0時間と3年ぶりに減少に転じた。任命権者においては、事務能率の向上と職員の健康保持を図るため、引き続き時間外勤務の縮減に努める必要がある。

本年5月には新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、約3年4か月ぶりに平時の体制に移行することとなった。この間、全庁的な応援体制が講じられたものの、その対応のため多数の職員に人事委員会規則で定める上限時間を超えて時間外勤務が命じられる状況が生じたが、これらは全て特例業務に該当するものとして上限の適用を受けない取扱いがなされてきた。

今後は新型コロナ感染症対策に係る教訓も踏まえた危機管理事案への対応が求められることとなるが、併せて、特例業務の適用についても、その範囲が真に必要最小限のものとなっているかを十分精査し、適切に制度を運用する必要がある。

時間外勤務の上限規制や健康確保措置の実効的な運用を図るため、特例業務とし

て上限を超えて時間外勤務を命ずることを認めた場合には、事後にその時間外勤務に係る要因の整理、分析および検証を行わなければならないこととしている。任命権者においては、その結果を確実に勤務状況の改善につなげることが重要である。

本委員会としても勤務条件実態調査等を通じて引き続き必要な助言、指導に努めてまいらる。

年次有給休暇の取得促進については、特定事業主行動計画の数値目標にも定められているところ、昨年の知事部局等の取得実績は一人当たり年間平均 11.6 日であり、目標値の 14.0 日を下回る状況が続いている。

勤務時間制度が異なるため単純な比較はできないが、民間企業の労働者には労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）において年 5 日以上 of 年次有給休暇の取得が義務付けられている一方で、本県では、任命権者からの働きかけにも関わらず、取得日数が年 5 日を下回る職員も少なくない。

年次有給休暇は職員からの請求に基づき与えられるものであるが、実労働時間にも直接影響するため、職員や部署により取得状況に著しい差が生じているとすれば、その勤務環境に課題があると言わざるを得ない。

年次有給休暇の取得は全ての職員に等しく認められた労働者の権利であり、取得日数が著しく少ない職員に対しては、労働基準法の趣旨も踏まえ、その原因を明らかにした上で、改善につなげていく必要がある。

若年世代を中心として、タイムパフォーマンス（費やした時間に対して得られた効果の割合）を重視することで、仕事においても生産性や達成感を求める傾向が強まっている。

営利を目的としない公務部門においても、職員や財源などの経営資源に限りがある中、県民に対して適切にサービスを提供するため、効果的かつ効率的に業務を遂行する必要がある。このため、所属長をはじめとした管理職員は、率先して業務を見直し、真に必要な仕事に集中して取り組める職場環境や組織体制を構築していく必要がある。

なお、コロナ禍における様々な制約の中、休止・廃止も含め見直しを行った業務については、安易に以前の状態に戻すのではなく、この間の発想や工夫を踏まえ、その効果を継続的なものとするのが大切である。

また、生成 AI については、一般的に利用できるようになってからまだ日が浅く、試行錯誤の状態が続いているが、国のガイドラインや本県の活用方針に基づき、適切な形でデジタル技術を活用することにより、業務の合理化と効率化を図っていく

必要がある。

不確実な社会情勢の下、県行政として対応すべき課題も一層複雑化、多様化の様相を呈しており、これらの課題に臨機応変に対応できる機動的な組織運営が求められる。

本県では、昨今の採用状況に伴う若手職員や女性職員の増加などにより職員構成が変化し、働き方に対する価値観もライフスタイルを反映して多様化している。こうした中、自組織の業務管理を担う所属長や係長は、育児や介護等と仕事との両立支援を推進しつつ、業務を適切に遂行していかなければならず、職場のマネジメントの困難度も高まっている。

知事部局においては、新型コロナウイルス感染症対策の体制強化や公共工事の増加への対応、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備等のため近年増員が図られてきたが、新たな行政課題への対応や職員の過重な負担の軽減のため、業務の進捗や終了に合わせて人的資源を必要な部署に的確にシフトさせていく必要がある。

本年策定された「滋賀県行政経営方針 2023-2026」においても、チームとして成果を上げ、県庁力最大化を図る方向性が示されており、多様な職員がチームの中で持てる力を十分に発揮し、県庁組織として行政需要に的確に対応していけるよう、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制を確保することが重要である。

(2) 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革の推進は質の高い人材を確保する上で喫緊の課題であり、教育委員会においては、これまでから時間外勤務の削減と並行して、教員不足の解消に向けた取組も推進されてきた。しかしながら、昨年度の県立学校の時間外在校等時間は一人当たり月平均 37.2 時間となっており、依然として長時間労働の解消には至っていない。教員が教育活動に専念できる状況が達成できるよう、本年3月に策定された「学校における働き方改革取組計画」に基づき、引き続き学校教務の見直しや部活動の負担軽減に向けた取組を推進する必要がある。

教員の多忙化の要因には、教員が担う業務の多さに加え、原則として時間外勤務を命じることができず、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して教職調整額が支給されることを背景に、教員が勤務時間外に業務を行うことに対する責任の所在が不明確な点が挙げられる。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律

第77号)を根拠とする教員の処遇の在り方については、一義的には国において検討されるべき事項であり、本年5月には、文部科学大臣の諮問により中央教育審議会での議論も開始された。その動向も注視しつつ、現行制度の下であっても、校長をはじめとした管理職員が、休憩時間の付与を含め適切に業務や勤務時間の管理を行い、長時間労働になりがちな教員の働き方を変えていくことが肝要である。

一方で、文部科学省が公表した「教員勤務実態調査(令和4年度)の集計(速報値)」では、校長や教頭などマネジメントを行う立場である管理職員の平日の在校等時間が一般の教諭を上回っており、管理職員が職場改善に十分な労力を割く余裕のない状況が伺われる。教育委員会においては、学校の管理職員に対するサポート体制を強化するなど、教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みを構築する必要がある。

また、人的資源には制約がある中で、学校や教員としての使命感や熱意から求められる役割に精一杯応えようとする中で業務の見直しが進まない側面も考えられる。適切な労働環境の下で学校運営が行われるよう、学校運営協議会などの場も活用し、保護者や地域住民も含めた多様な視点から学校における働き方改革を議論していくことも、県民の理解や協力を得る上で重要な取組である。

(3) 仕事と家庭生活の両立支援の推進

仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、本県では、特定事業主行動計画に基づき、職員が働きやすいと実感できる県庁の実現を目指して取り組まれている。

同計画に掲げる男性職員の育児休業取得率の目標値は40.0%であり、昨年度の知事部局における取得率は64.1%(対前年度+17.6ポイント)と目標値を大きく上回った。これは昨年度の地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正による育児休業の取得条件の緩和に加えて、知事による「男性職員の育児休業100%宣言」など全庁を挙げた取組の成果と思われる。

任命権者においては、希望する全ての職員が気兼ねなく休暇や休業を取得できるよう、引き続き人員配置にも配慮した職場環境の整備を推進する必要がある。

また、人事院においては、昨年引き続き「公務員人事管理に関する報告」において、フレックスタイム制の見直しについて言及するなど、多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組を推進する方針が示された。

本県では、多様で柔軟な働き方として、時差出勤や在宅勤務における勤務時間の割振り変更が実施されているところであり、勤務時間制度の更なる柔軟化を検討す

るに当たっては、職場の実態を適切に踏まえる必要がある。

(4) 職員の健康確保

本県では、職員の健康を第一に考え、身体健康や心健康も合わせた総合的でバランスのとれた健康づくりの実現に取り組まれてきたが、昨年度に精神疾患により30日以上勤務を離れて療養した職員は知事部局で78人と依然として多く、そのうち新たに療養を開始したものは32人となっている。

メンタルヘルス不調は人材の損失にもつながる重大な問題であり、管理職員は職員の健康確保に関して安全配慮義務があることを自覚するとともに、周囲の職員も普段と異なる様子が生じていないか互いに目を配るなど、職場全体で早期に対応することが重要である。

また、職員の健康確保のためには、睡眠時間を含む生活時間の確保も重要となることから、本年の人事院勧告では、勤務間インターバルを確保するため、人事院規則に新たな努力義務の規定を設け、令和6年4月の施行を目指すことが示された。

本県でも、知事部局において午後10時以降の時間外勤務を原則として禁止するとともに、やむを得ず時間外勤務を実施した場合であっても、翌日に遅出勤務を可能とすることにより勤務間インターバルの確保に配慮することとされている。

しかしながら、必ずしもインターバルの確保状況の把握が十分とは言えないことから、現行制度の運用状況を分析し、国や他の自治体の取組も参考に、効果的な手法を検討する必要がある。

(5) ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員の尊厳を侵害し勤労意欲を減退させるばかりか、職場の秩序を乱し、県政の効率的な運営を妨げる重大な問題である。

近年の社会情勢の変化により、ハラスメントに対する認識は大きく変化しており、本年9月には厚生労働省の「心理的負荷による精神障害の認定基準」が改正され、新たにカスタマーハラスメントが労働災害の認定基準に加えられた。

昨年度、知事部局において実施されたアンケートによると、「ハラスメントを受けていると感じる」と答えた職員が9.1%あり、また、本委員会が実施している職員からの苦情相談においてもハラスメント関連の相談割合は高く、昨年度は全体の42.1%を占めている。

ハラスメントを防止するためには、日頃の挨拶やこまめな声掛け等により良好な人間関係を構築するとともに、各種ハラスメントの防止等に関する指針の内容を職

員が十分理解し、互いの意見や立場を尊重して行動することが重要である。

知事部局においては、今年度から「上司へのマネジメント・フィードバック」が実施されているが、上司が自分自身について客観的に「気づき」を得ることで、より良好な職場内のコミュニケーション形成に繋がることが期待される。

任命権者においては、相談窓口の周知はもちろん、ハラスメントの発生した状況を適切に把握し、効果的な研修を実施するなど、ハラスメントを起こさない職場環境の確立が必要である。

4 公務員倫理の徹底

職員は、県民全体の奉仕者として、自らの行為が県政に対する県民の信頼に影響を与えることを強く認識し、法令を遵守することはもちろんのこと、高い倫理観を持って公務を遂行しなければならない。

特に管理職員は、その立場を自覚し、率先垂範して厳正な態度を示すとともに、部下職員に対する指導監督に努めるべきである。

本委員会としてこれらのことを繰り返し求めてきたが、本年に入ってから窃盗やわいせつ行為など公務員倫理に著しく欠ける重大な懲戒処分事案が発生していることは極めて遺憾である。

任命権者においては、「滋賀県職員倫理規程」や「滋賀県職員コンプライアンス指針」等を策定し、職員としての判断や行動のあり方を示すとともに、研修や折々の通知により綱紀粛正が図られてきたところであり、今後も引き続き再発防止に取り組む必要がある。

しかしながら、依然として不祥事が後を絶たない状況を鑑みれば、他者からの行動の促しによる効果は限定的と言わざるを得ず、職員が自分事として己を省みる姿勢が何よりも求められる。

本委員会としては、職員一人一人が相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することを切に望むものである。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するため、月例給および特別給の引上げを行う内容の報告および別記第2の勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、職員の適正な処遇が確保されるよう要請する。

公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスの提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理能力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

01

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致
(経験者採用・官民人事交流の促進、
オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や
役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等
の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の
円滑化に資する給与上の取組

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-beingの
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間
のインターバル確保、テレワークガイド
ライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」
の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

給与に関する報告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、**ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務手当を新設**

【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ **月例給** 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等 【勤告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ **ボーナス** 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05月分引上げ
- ✓ **手当新設** テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務手当を新設
【月額:3,000円】
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

勤務時間に関する報告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

別記第2

勸告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当については、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、滋賀県職員等の給与等に関する条例第10条第4項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。

イ 医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

ウ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 令和5年12月期の支給割合

a bおよびc以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.6月分とし、勤勉手当の支給割合を0.6月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

a bおよびc以外の職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月および12月に支

給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1(2)ウ(ア)については同年12月1日から、1(2)ウ(イ)については令和6年4月1日から実施すること。

(別表)

ア 行政職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600						
	95		296,200	344,100						
	96		296,600	344,500						
	97		296,800	344,700						
	98		297,100	345,100						
	99		297,500	345,500						
	100		297,900	345,800						
	101		298,100	346,100						
	102		298,400	346,500						
	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 警察職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700			
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000			
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300			
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600			
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800			
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100			
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400			
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700			
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900			
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600				
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900				
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100				

89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300
94	302,300	325,900	351,900	385,300		
95	303,400	327,200	353,400	385,900		
96	304,700	328,500	354,800	386,400		
97	305,800	329,700	356,100	386,800		
98	307,000	331,000	357,300	387,200		
99	308,200	332,200	358,400	387,800		
100	309,400	333,400	359,600	388,300		
101	310,500	334,800	360,700	388,700		
102	311,500	335,700	361,800	389,200		
103	312,500	336,700	362,900	389,800		
104	313,500	337,800	364,000	390,300		
105	314,300	338,900	365,200	390,600		
106	314,900	340,000	365,700	391,000		
107	315,500	341,000	366,300	391,500		
108	316,100	342,000	366,900	391,800		
109	316,600	343,200	367,500	392,100		
110	317,100	344,200	368,000	392,600		
111	317,500	345,200	368,500	393,100		
112	318,000	346,100	369,000	393,600		
113	318,800	347,000	369,400	393,900		
114	319,500	347,900	369,800	394,400		
115	320,200	348,900	370,400	394,900		
116	320,800	349,900	370,900	395,400		
117	321,400	350,900	371,300	395,700		
118	322,200	351,300	371,800	396,200		
119	322,900	351,900	372,400	396,700		
120	323,700	352,500	372,900	397,200		
121	324,300	352,800	373,100	397,600		
122	324,600	353,200	373,600	398,100		
123	325,100	353,700	374,100	398,500		
124	325,600	354,100	374,500	399,000		
125	325,900	354,500	375,000	399,400		
126		354,900	375,500			
127		355,400	376,000			
128		355,800	376,500			
129		356,200	376,800			
130		356,600	377,300			
131		357,000	377,800			
132		357,400	378,300			

	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 研究職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400

	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

工 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900

	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再 任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

才 医療職給料表(2)

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				

	89		291,500	327,400	348,300			
	90		291,700	327,800	348,600			
	91		291,900	328,200	349,000			
	92		292,100	328,600	349,300			
	93		292,500	328,900	349,700			
	94		292,700	329,100	350,000			
	95		292,900	329,500	350,300			
	96		293,200	329,800	350,600			
	97		293,500	330,000	350,900			
	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

カ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			

133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

注 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

キ 福祉職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
78	254,800	317,400	342,400	387,100			
79	255,700	318,000	342,900	387,600			
80	256,300	318,600	343,300	388,200			
81	257,000	318,900	343,500	388,700			
82	257,500	319,200	343,800	389,100			
83	258,100	319,800	344,300	389,500			
84	258,700	320,100	344,700	389,900			
85	259,300	320,400	345,000	390,100			
86	260,100	320,700	345,300	390,300			
87	260,800	321,000	345,800	390,600			
88	261,500	321,300	346,200	390,900			

89	262,000	321,700	346,500	391,100
90	262,800	322,100	346,900	391,400
91	263,600	322,400	347,300	391,700
92	264,300	322,600	347,500	391,900
93	264,700	323,100	347,800	392,100
94	265,200	323,500		
95	265,700	323,700		
96	266,400	324,100		
97	267,100	324,500		
98	267,800	324,900		
99	268,500	325,300		
100	269,200	325,600		
101	269,600	325,800		
102	270,100	326,100		
103	270,500	326,400		
104	270,900	326,700		
105	271,100	327,100		
106	271,300	327,300		
107	271,600	327,600		
108	271,900	328,000		
109	272,200	328,400		
110	272,500	328,700		
111	272,800	329,100		
112	273,000	329,400		
113	273,300	329,700		
114	273,600	330,100		
115	273,900	330,400		
116	274,300	330,600		
117	274,600	330,800		
118	274,900	331,100		
119	275,300	331,500		
120	275,700	331,900		
121	275,900	332,100		
122	276,100			
123	276,500			
124	276,800			
125	277,000			
126	277,300			
127	277,700			
128	278,100			
129	278,300			
130	278,700			
131	279,100			
132	279,400			

	133	279,600					
	134	279,900					
	135	280,300					
	136	280,600					
	137	280,800					
	138	281,100					
	139	281,400					
	140	281,700					
	141	281,900					
	142	282,100					
	143	282,300					
	144	282,600					
	145	283,000					
	146	283,200					
	147	283,500					
	148	283,800					
	149	284,100					
	150	284,300					
	151	284,600					
	152	284,800					
	153	285,100					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	円	円	
	202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000	

注 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ク 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	

	45	249,700	304,700	362,800	412,100
	46	250,900	306,800	364,700	413,400
	47	252,100	309,000	366,600	414,900
	48	253,100	311,200	368,500	416,400
	49	254,200	313,300	370,100	418,000
	50	255,500	315,600	371,900	419,400
	51	256,700	317,800	373,800	421,000
	52	258,000	319,900	375,800	422,500
	53	259,100	322,000	377,600	424,200
	54	260,300	323,500	379,400	425,700
	55	261,600	325,000	381,100	427,300
	56	262,600	326,500	382,700	428,900
	57	263,700	328,200	384,200	430,400
	58	264,400	330,200	385,800	431,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100
	60	266,400	334,100	389,000	434,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500
	62	268,100	337,900	391,600	436,800
	63	268,900	339,900	393,000	438,100
	64	269,700	341,800	394,300	439,300
	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
	73	280,500	358,600	405,700	450,000
	74	281,500	360,500	407,100	450,600
	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	
	86	292,900	379,000	422,000	
	87	293,900	380,400	423,200	
	88	294,900	381,700	424,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

89	296,000	382,900	425,300
90	297,100	384,200	426,300
91	298,200	385,300	427,300
92	299,200	386,500	428,300
93	299,700	387,700	429,200
94	300,700	388,800	430,000
95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	436,400
111	315,600	405,600	436,700
112	316,100	406,400	436,900
113	316,600	407,000	437,100
114	317,000	407,700	437,400
115	317,500	408,400	437,700
116	317,900	409,100	437,900
117	318,400	409,700	438,100
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	
132	324,300	414,100	

	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ケ 小学校および中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	249,100	282,000	360,700	382,000
46	250,400	284,200	362,400	383,600
47	251,600	286,300	363,700	385,100
48	252,700	288,200	365,100	386,600
49	253,800	290,300	366,300	387,900
50	255,100	292,000	367,800	389,400
51	256,400	293,800	369,400	390,800
52	257,400	295,500	370,900	392,100
53	258,500	296,800	372,300	393,300
54	259,900	298,800	373,800	394,600
55	260,900	300,700	375,300	395,700
56	261,900	302,700	376,700	396,800
57	262,900	304,700	378,100	398,000
58	263,900	306,800	379,500	399,200
59	264,900	309,000	380,800	400,400
60	265,900	311,200	382,100	401,600
61	266,800	313,300	383,000	402,700
62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200

89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		

	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

コ 特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

サ 第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

シ 第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

参 考 资 料

(職員給与関係資料)

令和5年職員給与等実態調査について	58
第1表 部局別・給料表別人員数	59
第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成	60
第3表 職員の年齢階層別構成	60
第4表 職員の平均給与月額	62
第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布	63
第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額	85
第7表 職員の給料表別扶養親族数	86
第8表 職員の管理職手当の支給状況	86
第9表 職員の地域手当の支給状況	86
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	87
第11表 職員の住居手当等の状況	87
第12表 職員の通勤手当および通勤の状況	88
第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布	91

(民間給与関係資料)

令和5年職種別民間給与実態調査について	94
第14表 産業別・企業規模別調査事業所数	95
第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等	96
第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給	106
第17表 民間における家族手当の支給状況	106
第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	106
第19表 民間における特別給の支給状況	107
第20表 民間における初任給の改定状況	107
第21表 民間における給与改定の状況	107
第22表 民間における定期昇給の実施状況	108
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	108
第24表 民間における定年制の状況	108
第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	108
第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	108

(生計費関係資料)

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要	110
第27表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	111

(労働経済関係資料)

第28表 労働経済指標	114
-------------	-----

職員給与関係資料

令和5年職員給与等実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和5年4月1日現在在職する職員（同日付けの退職者を除く。）について4月分の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

滋賀県職員等の給与等に関する条例、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の適用を受ける職員（臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）を対象とした。

3 調査事項

調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況および通勤の状況等を調査した。

4 集計

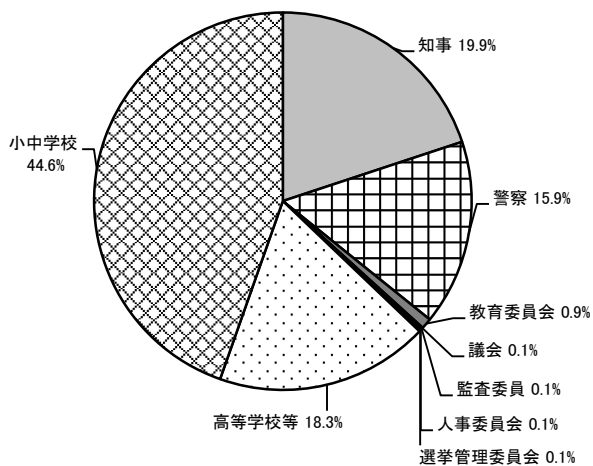
人事委員会事務局において実施した。

第1表 部局別・給料表別人員数

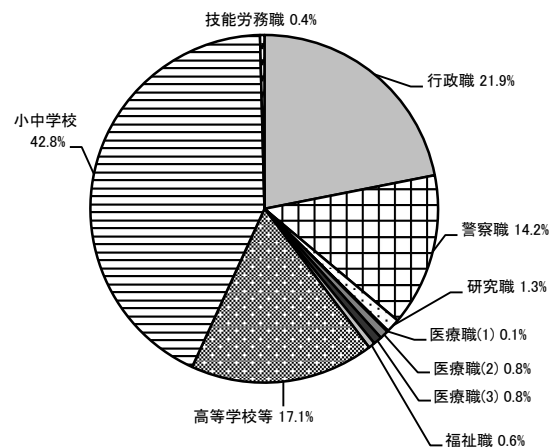
給料表	部局									
	知事	警察	教育委員会	議会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	高等学校等	小学校および中学校	計
行政職	2,597	260	111	26	15	11	6	185	301	3,512
警察職	-	2,273	-	-	-	-	-	-	-	2,273
研究職	199	18	-	-	-	-	-	-	-	217
医療職(1)	13	-	-	-	-	-	-	-	-	13
医療職(2)	133	-	-	-	-	-	-	-	1	134
医療職(3)	120	2	2	-	-	-	-	-	-	124
福祉職	89	-	-	-	-	-	-	-	-	89
高等学校等教育職	-	-	18	-	-	-	-	2,732	-	2,750
小学校および中学校等教育職	-	-	15	-	-	-	-	-	6,845	6,860
技能労務職	35	6	-	-	-	-	-	19	-	60
計	3,186	2,559	146	26	15	11	6	2,936	7,147	16,032

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小学校および中学校等教育職については、定数内指導主事の数字である。
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員37人(小学校および中学校等教育職36人、行政職1人)を含む。
 3 再任用職員は、含まれていない(第12表までについて同じ。)

部局別



給料表別



第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成

給料表	区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比				男女平均年齢
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	平均年齢	女	平均年齢	
		%	%	%	%	%	歳	%	歳	歳
行政職給料表		-	15.6	10.7	73.7	64.9	42.2	35.1	38.9	41.0
警察職給料表		-	41.5	3.0	55.5	90.0	39.8	10.0	34.3	39.3
研究職給料表		-	3.7	3.7	92.6	78.8	44.1	21.2	41.7	43.6
医療職給料表(1)		-	-	-	100.0	76.9	53.8	23.1	35.2	49.5
医療職給料表(2)		-	-	11.9	88.1	48.5	42.7	51.5	40.3	41.5
医療職給料表(3)		-	-	33.9	66.1	9.7	37.6	90.3	43.5	42.9
福祉職給料表		-	3.4	13.5	83.1	59.6	37.0	40.4	37.1	37.1
高等学校等教育職給料表		-	1.2	2.9	95.9	55.4	43.1	44.6	42.6	42.9
小・中学校等教育職給料表		-	-	3.9	96.1	47.3	39.0	52.7	39.4	39.2
技能労務職給料表		43.4	40.0	13.3	3.3	80.0	48.9	20.0	52.6	49.7
計		0.2	9.7	5.5	84.6	59.0	40.8	41.0	39.8	40.4

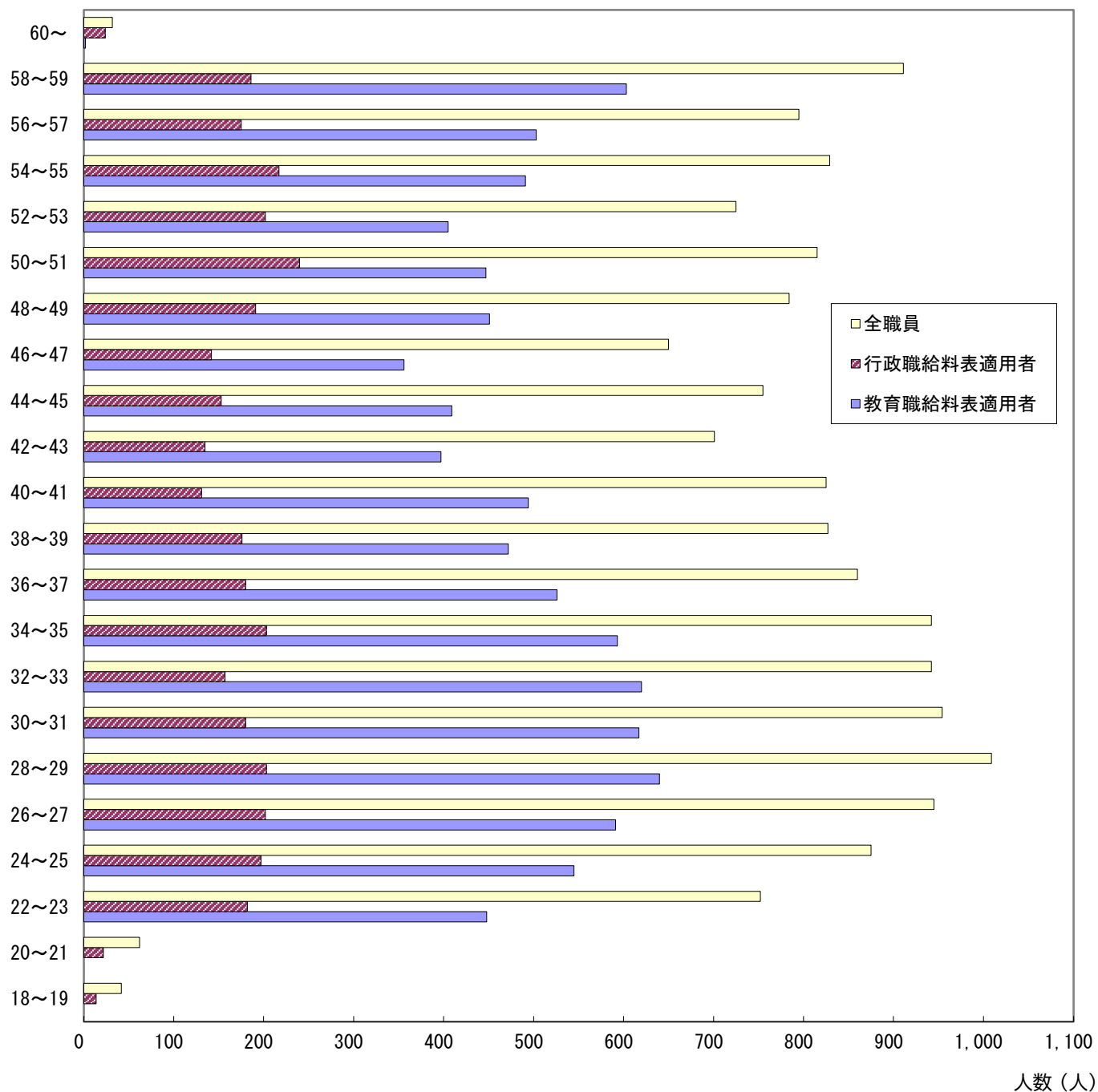
第3表 職員の年齢階層別構成

1 年齢階層別構成

年齢階層	職種	一般職員					教育職員			警察職員	全職員
		行政	研究	医療	福祉	技能労務	高等学校等	小学校・中学校等			
歳	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
～ 24	8.4	9.0	2.3	4.8	12.3	5.0	7.5	3.9	8.9	9.8	8.1
25 ～ 29	14.0	14.3	10.1	12.5	24.7	1.6	15.7	11.8	17.2	13.5	14.9
30 ～ 34	12.5	12.8	12.0	10.7	13.5	5.0	16.0	14.6	16.6	14.2	14.9
35 ～ 39	12.8	12.8	13.8	15.9	10.1	5.0	13.4	12.1	13.9	14.2	13.3
40 ～ 44	10.2	9.8	13.8	10.7	13.5	11.7	11.4	10.5	11.8	17.1	11.9
45 ～ 49	11.9	11.6	13.8	14.8	7.9	11.7	10.5	14.3	9.0	13.4	11.3
50 ～ 54	15.4	15.5	15.7	15.1	7.9	16.7	11.3	15.0	9.9	9.3	12.1
55 ～ 59	14.1	13.5	18.0	14.0	9.0	43.3	14.1	17.7	12.7	8.5	13.3
60 ～	0.7	0.7	0.5	1.5	1.1	-	0.1	0.1	-	-	0.2
人員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4,149	3,512	217	271	89	60	9,610	2,750	6,860	2,273	16,032

2 年齢階層別構成 (グラフ)

年齢 (歳)



第4表 職員の平均給与月額

給料表	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	計
	歳	円	円	円	円	円	円	円
行政職	41.0	317,250	8,233	20,717	10,307	6,390	105	363,002
警察職	39.3	336,957	14,861	21,535	2,025	3,803	497	379,678
研究職	43.6	359,361	9,624	23,012	9,717	8,235	885	410,834
医療職(1)	49.5	477,069	7,369	88,149	66,493	6,923	201,677	847,680
医療職(2)	41.5	330,244	7,796	20,840	5,469	7,910	2,619	374,878
医療職(3)	42.9	334,873	4,597	21,115	4,471	4,703	242	370,001
福祉職	37.1	316,768	8,071	20,132	2,555	7,344	-	354,870
高等学校等教育職	42.9	381,409	8,830	23,845	3,199	6,720	7,419	431,422
小学校および 中学校等教育職	39.2	352,346	7,181	22,084	5,113	6,039	5,209	397,972
技能労務職	49.7	336,238	9,242	20,867	-	2,000	-	368,347
全職員	40.4	347,080	8,814	22,041	5,562	5,943	3,795	393,235

注 1 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等、産業教育手当、定時制通信教育手当および義務教育等教員特別手当である。

第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布
行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1							1		1
2									
3									
4									
5									
6		1							
7									
8		88							
9	5	7							
10	1	9							
11		4							2
12	8	61	1						2
13	1	10	3						5
14	2	25	11						6
15		9	7						1
16	7	55	24						3
17	3	7	10				1		
18	1	30	26						
19		9	12						
20	9	53	26						
21	1	11	12						
22	2	30	29						
23	2	17	14					1	
24	17	39	25					2	
25	5	10	10					1	
26	4	37	25					2	
27		11	16						1
28	9	30	23				1	20	
29	84	8	17				2	4	
30	7	23	15				2	2	
31	2	6	23				17	1	
32	83	8	21				24	3	
33		3	29				2	1	
34	8	6	10				6	1	
35	3	5	20				15		
36	80	2	17				14		
37	3	1	16	1			5		
38	7	5	12				8	1	
39	6		21				3		
40	5	2	17				6		
41		2	20	1			8		
42	2	1	13				4		
43	1	1	18	9			3		
44	2	1	15	3			2		
45	1		25	11		1	1	3	
46	1		11	8			1		
47			24			1			
48		1	16	10		1			
49	1		17	9		1			
50			15	9		10			
51	2		16	12	1	13	1		
52	1		13	9		3			
53			22	19		39			
54	1		7	13	1	8			
55	1		23	12	2	9			
56			14	9	2	7			
57			11	26	3	24			
58			10	8	2	8			
59	1		14	7		15			
60			4	13		8	1		
61	1		10	24	4	13	3		
62			6	9	1	2			
63	1		6	23	4	14			
64			5	11	1	7			
65	1		6	20	2	17			
66	1		6	8	2	4			
67			4	18	4	12			
68			1	6	17	8			
69			1	15	11	4			
70			3	12	6	6			
71			4	15	2	7			
72				8	7	7			
73			2	7	13	3			
74	1			9	10	6			
75	1		1	9	20	1			
76			1	10	14	8			

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				2	8	13				
78		1		4	5	14				
79				2	6	20	6			
80		1	1	1	3	12	1			
81		1			15	15	3			
82				2	5	9	2			
83					5	11				
84				1	5	12				
85		1		1	9	14	11			
86				1	6	10				
87		2		1	11	14				
88		3		1	9	5				
89		1		2	7	16				
90					11	11				
91		1			10	12				
92		1			1	3				
93		38			142	103				
94				1						
95										
96										
97										
98				1						
99				1						
100										
101										
102				1						
103										
104										
105				1						
106				1						
107				1						
108										
109				1						
110										
111										
112										
113				7						
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計		435	629	889	651	423	290	132	42	21
総計		3,512								

警察職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	13								
10	1								
11									
12	9								
13	2								
14	3								
15	1								
16	20								
17	1								
18	2		1						
19	1								
20	14	1	2						
21	1								
22	1		2						
23									
24	8	38	3						
25	30								
26	5	6	1						
27		2							
28	51	42	5	4					
29	1	1							
30	10	8	4	3					5
31		5	1	1					4
32	3	30	8						2
33	2	3							1
34	2	10	7	3					1
35	2	3	2						
36	2	36	15	4					1
37		6							1
38	1	9	25	7					2
39		3	1						
40	1	45	25	6					
41		2	2	2					
42		15	22	6	1				
43		8		2			1	1	
44		20	26	11	1			5	
45		2	5					7	1
46		10	22	5	2				
47		6	5	3	3			2	
48		7	13	11	2			4	
49		5	3	2	1			1	
50		4	19	11					
51		2	7	2	3			1	
52		4	17	10	2		1		
53		4	2	4	5	1	6		
54		3	14	17	1		3		
55	1	3	5	4	3		9		
56		2	21	10	1			1	
57		1	3	8	3		1		
58		2	11	13	4				
59		1	3	5	3		4		
60			11	19	7				
61		2	3	8	7	3	5	2	
62			14	23	10		1		
63			4	5	11	2	3		
64			7	18	6	1	1		
65		1	3	14	2	2	3		
66		1	8	17	6		2		
67		2	5	8	7	1	5		
68		2	4	17	11	8			
69			4	9	16	4	2		
70			5	15	3	2			
71			3	15	6	2	2		
72			9	11	8	2			
73			3	17	14	3	1		
74			3	12	2	3			
75			3	15	10	5	2		
76			2	9	4	1			

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				2	20	12				
78				3	11	11	2			
79				2	15	4	5			
80				7	11	12	1			
81				1	14	5	3			
82				7	14	6	3			
83				2	12	5	25			
84				4	10	5	4			
85				3	10	2	2			
86				1	7	5	1			
87				5	10	4	10			
88				2	11	4	2			
89				2	12	4	1			
90				1	12	3	2			
91				1	7	3	6			
92				2	7	4				
93				1	6	43	5			
94					6					
95				1	11					
96				2	4					
97		1		2	7					
98					3					
99				1	4					
100					5					
101				2	5					
102					4					
103				1	7					
104				1	6					
105				1	8					
106					2					
107					8					
108					4					
109				1	7					
110				1	3					
111					7					
112					2					
113					3					
114					4					
115					9					
116					5					
117					5					
118					3					
119				1	6					
120				2	6					
121					7					
122					6					
123					4					
124					4					
125					28					
126										
127				1						
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		188	358	456	768	297	112	52	24	18
総計						2,273				

研究職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12		1			
13					
14		1			
15					
16		5			
17		1			
18		2			
19					
20		3			
21					
22		1			
23		1	1		
24		2	1		
25			3		
26	1	1	2		
27			1		
28		2	1		
29		1	1		2
30		3	1		
31		1			1
32		5	1		
33			1		2
34			1		1
35			1		
36		1			
37		1	2		
38		3	1		
39		1			
40		1	2		
41			2		
42		3	1		
43		1			1
44		3	1		
45			2		
46		3	3		
47				7	
48		2			
49		1	1		
50		2	2	1	
51				5	
52		2	1		
53		2		2	
54		1		1	
55				6	
56		1	2		
57		2	2	2	
58		1			
59			2	3	
60			1	1	
61					
62		1	5		
63		1	1	4	
64		1	1	1	
65				3	
66			3	1	
67		2		2	
68		1	1		
69			1	2	
70			2	1	
71			3		
72			1		
73		1		1	
74			1		
75			1		
76					

給号 級	1	2	3	4	5
77			2		
78					
79			1		
80			2		
81			3		
82			2		
83		1	2		
84			1		
85					
86					
87			2		
88			3		
89			15		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
計	1	73	93	43	7
総計			217		

医療職給料表（1）

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5	2			
6				
7				
8	1			
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				1
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				1
43		1		
44				
45				
46				
47				1
48				
49				
50				
51				
52				1
53				
54				2
55				
56				
57				
58				1
59				
60				1
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				

給号 級	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	3	1	1	8
総計			13	

医療職給料表（2）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			3				
9							
10							
11		2	1				
12			1				
13			1				
14							
15							
16		1	3				
17		2	1				
18			1				
19			1				
20		2	2				
21							
22		1	3				
23							
24		1	2				
25			1				
26		2					
27			1				1
28							2
29							
30							
31							1
32			1				
33							
34			2				
35			1				
36			5				
37			1				
38			1	1			
39			2	1			
40			1				
41							
42			1		1		
43					4	1	
44					1	2	
45					2		
46			1				
47			4	3			
48			2		1	2	
49				1	1		
50				1	1		
51				1	1		
52			1		1		
53					2		
54			1	1	2		
55				3			
56						2	
57					1		
58			1		1	2	
59					3		
60							
61							
62							
63				1	2		
64				2	1	1	
65					1	3	
66				1			
67					1		
68							
69							
70					1		
71							
72							
73					1		
74					2		
75							
76				1			

給号	級	1	2	3	4	5	6	7
77								
78								
79								
80						1		
81						1		
82						1		
83						1		
84								
85						8		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94					1			
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計		0	11	45	18	43	13	4
総計					134			

医療職給料表（3）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2			1			
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9			1			
10			2			
11						
12						
13		3				
14			1			
15			1			
16		5	1			
17			3			
18			3			
19			1			
20		2	2			
21						
22		1				
23						
24		3	2			
25						
26						
27						
28		1				
29						
30			3			
31		2				
32						
33				1		
34						
35				1		
36						
37				2		
38						
39			2	1		
40				1		
41				1		
42						
43			1			
44						8
45			1			
46						1
47			1			1
48				1		2
49				1		
50						1
51						1
52				1		2
53						
54						
55				1		
56						
57						
58				2		
59			1	1		
60				1	1	
61						
62						
63					2	
64				1	1	
65						
66						
67						
68				1		
69				1	2	
70				1	2	
71					1	
72				1		
73						
74					1	
75						
76				1	1	

号給	級	1	2	3	4	5	6
77					1	3	
78							
79					2		
80						1	
81						1	
82						1	
83						1	
84						1	
85					1		
86						1	
87							
88					3	1	
89						1	
90					1		
91							
92					2		
93					1	10	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111					1		
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

級 号給	1	2	3	4	5	6
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	17	28	33	30	16
総計	124					

福祉職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		2				
13		1				
14						
15		1				
16		2				
17						
18		3				
19		1				
20		2				
21						
22		1				
23						
24		2				
25	6	1				
26	1	1				
27		1				
28	2	1				
29						
30						
31						1
32	2	2				
33	1					
34	2	1				
35	1	1				
36	1					1
37		1				
38		1				
39						
40		1				
41		1				
42		2				
43						
44		1	1			
45		1				
46				1		
47						
48				1		
49				1		
50		1				
51		1	1	1	1	
52		1				
53		1				
54						
55						
56		1				
57						
58		1	1	1	2	
59		1	2	1		
60		2			1	
61		2		1		
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68		1				
69						
70						
71		1		1		
72						
73						
74						
75						
76						

号給	級	1	2	3	4	5	6
77							
78							
79							
80					1		
81					2		
82							
83					1		
84							
85							
86					1		
87							
88							
89							
90							
91					1		
92					1		
93					3		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
計		16	44	5	18	4	2
総計					89		

高等学校等教育職給料表

号給 \ 級	1	2	特2	3	4
1				1	
2					
3					
4					
5		36			
6		2			
7		1			
8		19			
9					
10		4			
11		3			
12		34			
13					
14		11			
15		1			
16		23			
17		11			
18		9			
19		3			
20		33			
21		6			
22		15			
23		6			
24		43			
25		3			
26	1	21			
27		6			
28	1	44			1
29		5			3
30		15			3
31		9			13
32		48			9
33		4			2
34		21			6
35	1	9			10
36		38			6
37		4			15
38		20			
39		7			
40		53			
41		6			
42		33			
43		10			
44		32			
45		7			
46		30			
47	1	13			
48	1	23			
49		13			
50		16			
51	1	21			
52	2	21			
53		22			
54		9			
55		22			
56		10			
57	1	13			
58	1	14			
59		12			
60		21		1	
61		13			
62		19		2	
63	1	23		4	
64		29		6	
65		6		2	
66		29		6	
67		10		8	
68		22		3	
69		8		6	
70	1	18		5	
71		6		7	
72		10		3	
73	1	9		4	
74		23		3	
75		13		5	
76		17		2	

号給	級	1	2	特2	3	4
77		2	17		43	
78			16			
79			8			
80			15			
81			7			
82			19			
83			10			
84			17			
85			10	1		
86			21			
87			9			
88	1		25			
89			20	1		
90			16			
91			5			
92			20			
93			14			
94			17	1		
95			8	1		
96			12			
97			14	2		
98			23			
99			8			
100			12			
101			5			
102	2		19			
103			9	1		
104			13			
105			10			
106			12			
107			14			
108			17			
109			23			
110			14			
111			14			
112			21			
113			16			
114			16			
115			17			
116			15			
117			15			
118			16			
119			14			
120			16			
121			15			
122			15			
123			15			
124			14			
125			17			
126			21			
127			15			
128			19			
129			3			
130			21			
131			8			
132			28			
133			12			
134			19			
135			13			
136			25			
137			22			
138			18			
139			23			
140			38			
141			23			
142			39			
143			43			
144			49			
145			222			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		18	2,546	7	111	68
総計				2,750		

小学校および中学校等教育職給料表

号給 \ 級	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		198			
18		12			
19		1			
20		180			
21					2
22		17			16
23		4			110
24		192			46
25					16
26		19			17
27		5			19
28		191			15
29		17			21
30		32			13
31		6			10
32		192			7
33		6			8
34		36			13
35		10			2
36		161			3
37		8			4
38		56			
39		11			
40		186			
41		8			
42		56			
43		14			
44		142			
45		10			
46		61			
47		20			
48		137			
49		9			
50		65			
51		14			
52		118			
53		12			
54		59			
55		21			
56		82			
57		18			
58		94			
59		18			
60		60			
61		46			
62		51	1		
63		62	1		
64		47	1		
65		59	1		
66		19			
67		72			
68		34			
69		58			
70		39	1		
71		54			
72		58		1	
73		46	1	5	
74		47	1	5	
75		31	1	2	
76		55	1	5	

号給	級	1	2	特2	3	4
77			24	2	8	
78			49	3	13	
79			31	1	5	
80			69	5	24	
81			17	1	11	
82			54	4	10	
83			27	2	2	
84			54	2	16	
85			27		9	
86			49	2	17	
87			28	4	13	
88			51		18	
89			28	4	6	
90			43	2	13	
91			33	4	4	
92			57	4	11	
93			20	1	171	
94			69	2		
95			29			
96			60	2		
97			11			
98			55	2		
99			29			
100			48	2		
101			28			
102			61	1		
103			26			
104			42	1		
105			23			
106			49	1		
107			20			
108			45			
109			27			
110			39			
111			14			
112			37			
113			19			
114			43			
115			18			
116			31			
117			19			
118			30			
119			21			
120			22			
121			15			
122			29			
123			12			
124			25			
125			10			
126			23			
127			22			
128			22			
129			15			
130			19			
131			21			
132			19			
133			11			
134			19			
135			13			
136			26			
137			14			
138			27			
139			10			
140			26			
141			20			
142			22			
143			12			
144			23			
145			21			
146			20			
147			14			
148			29			
149			19			
150			23			
151			29			
152			35			
153			35			
154			49			
155			61			
156			64			
157			342			
計		0	6,108	61	369	322
総計				6,860		

技能労務職給料表

号 給	特 (1)	(1)	(2)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22		2	
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			1
31			
32			
33		1	
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56		1	
57			
58			
59			
60			1
61		1	
62		1	
63			
64			
65			
66		1	
67			1
68			
69			
70		1	
71			
72			
73			
74			1
75			1
76			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
77			
78			2
79			
80		1	
81		1	
82			1
83			
84			
85			
86			
87		1	
88			
89			1
90			
91			1
92			
93			1
94			1
95			
96			
97			
98			1
99			
100			1
101			
102			
103			
104			1
105			
106			1
107			
108			
109			
110			
111			1
112			1
113			
114			1
115		1	1
116			
117			1
118			3
119			1
120		1	
121			
122			1
123			
124			3
125			3
126			
127			
128			3
129			1
130			2
131			1
132			
133			
134			2
135			
136			
137			
138			
139			1
140			1
141			4
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169			
170			
171			
172			
173			
計	0	13	47
総 計		60	

第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人 2,589	円 316,434	人 547	円 301,647
1年未満		86	194,472	6	161,385
1年以上 2年未満		75	199,658	10	166,442
2年以上 3年未満		83	206,196	10	170,722
3年以上 5年未満		189	217,981	33	183,530
5年以上 7年未満		193	233,038	29	199,497
7年以上 10年未満		241	250,773	35	217,405
10年以上 15年未満		402	285,536	56	239,752
15年以上 20年未満		272	330,071	53	285,525
20年以上 25年未満		258	370,766	61	292,185
25年以上 30年未満		302	399,010	76	353,220
30年以上 35年未満		358	421,552	87	373,308
35年以上		130	426,200	91	390,164

第7表 職員の給料表別扶養親族数

給料表	区分	扶養手当 受給者	扶養親族数			受給者1人 当たりの 扶養親族数	全職員1人 当たりの 扶養親族数	
			配偶者	子	配偶者・ 子以外			計
		人	人	人	人	人	人	
行政職		1,379	677	2,108	45	2,830	2.1	0.8
警察職		1,445	897	2,535	19	3,451	2.4	1.5
研究職		103	48	150	3	201	2.0	0.9
医療職(1)		4	1	7	-	8	2.0	0.6
医療職(2)		51	17	83	5	105	2.1	0.8
医療職(3)		28	-	50	-	50	1.8	0.4
福祉職		32	16	52	3	71	2.2	0.8
高等学校等教育職		1,137	456	1,819	53	2,328	2.0	0.8
小学校および 中学校等教育職		2,367	847	3,898	90	4,835	2.0	0.7
技能労務職		31	23	30	2	55	1.8	0.9
計		6,577	2,982	10,732	220	13,934	2.1	0.9

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

第8表 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
受給者	人 22	人 67	人 186	人 295	人 144	人 378	人 332	人 1,424	円 62,616

第9表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			18.5%	16.0%	6.0%
人員(人)		16,032	26	13	15,993
構成比(%)		100.0	0.1	0.1	99.8
平均手当月額(円)		22,041	65,745	88,149	21,917

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 36	人 -	人 -	人 13	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 49	円 36,367

第11表 職員の住居手当等の状況

1 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数	全 職 員 に 対する割合	平均手当月額
支 給 を 受 け て い る 者		人 3,269	% 20.4	円 29,148
対 象	職員自らが居住する借家・借間①	3,267	20.4	29,157
	配偶者等が居住する借家・借間②	2	0.1	15,000
全職員1人当たりの手当額		5,943 円		

2 住居手当受給者の家賃額階層別分布

家賃額階層	住居の種類	借 家 ・ 借 間	
		人	%
13,001 円以上 31,000 円以下		24	0.7
31,001 円以上 55,000 円以下		821	25.1
55,001 円以上		2,422	74.1
計		3,267	100.0
平均家賃額	64,376 円		

注 1の表①の職員を対象とした。

第12表 職員の通勤手当および通勤の状況

1 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	全職員に 対する割合	受給者に 対する割合
	人	%	%
支給を受けている者	14,910	93.0	100.0
交通機関のみ利用者	2,683	16.7	18.0
交通用具のみ利用者	11,007	68.7	73.8
自動車利用者	10,499	65.5	70.4
自転車等利用者	508	3.2	3.4
交通機関と交通用具との併用者	1,220	7.6	8.2
自動車との併用者	974	6.1	6.5
自転車等との併用者	246	1.5	1.6
受給者1人当たりの手当額	10,784 円		
全職員1人当たりの手当額	10,029 円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

2 交通機関利用者の1箇月当たり所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
10,000円以下	1,918 (670)	49.1	49.1
10,001円以上 12,000円以下	400 (130)	10.2	59.4
12,001円以上 14,000円以下	219 (39)	5.6	65.0
14,001円以上 16,000円以下	330 (92)	8.5	73.5
16,001円以上 18,000円以下	201 (35)	5.1	78.6
18,001円以上 20,000円以下	108 (31)	2.8	81.4
20,001円以上 22,000円以下	189 (69)	4.8	86.2
22,001円以上 24,000円以下	211 (79)	5.4	91.6
24,001円以上 26,000円以下	58 (9)	1.5	93.1
26,001円以上 28,000円以下	136 (38)	3.5	96.6
28,001円以上 30,000円以下	43 (8)	1.1	97.7
30,001円以上 32,000円以下	26 (4)	0.7	98.4
32,001円以上 34,000円以下	17 (6)	0.4	98.8
34,001円以上 36,000円以下	14 (2)	0.4	99.2
36,001円以上 38,000円以下	14 (2)	0.4	99.5
38,001円以上 40,000円以下	8 (3)	0.2	99.7
40,001円以上 42,000円以下	1 (0)	0.0	99.7
42,001円以上 44,000円以下	1 (0)	0.0	99.8
44,001円以上 46,000円以下	2 (0)	0.1	99.8
50,001円以上 52,000円以下	2 (1)	0.1	99.9
52,001円以上	5 (2)	0.1	100.0
計	3,903 (1,220)	100.0	-
平均所要額	12,083 円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

3 交通用具使用者の距離階層別分布

(1) 自動車使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	1,887 (233)	16.4	16.4
5km以上 10km未満	3,124 (159)	27.2	43.7
10km以上 14km未満	2,036 (108)	17.7	61.4
14km以上 18km未満	1,490 (124)	13.0	74.4
18km以上 22km未満	1,035 (91)	9.0	83.4
22km以上 26km未満	665 (64)	5.8	89.2
26km以上 30km未満	390 (37)	3.4	92.6
30km以上 34km未満	283 (19)	2.5	95.1
34km以上 38km未満	166 (16)	1.4	96.5
38km以上 42km未満	136 (29)	1.2	97.7
42km以上 46km未満	94 (20)	0.8	98.5
46km以上 50km未満	53 (19)	0.5	99.0
50km以上 54km未満	40 (14)	0.3	99.4
54km以上 58km未満	30 (13)	0.3	99.6
58km以上 62km未満	19 (11)	0.2	99.8
62km以上	25 (17)	0.2	100.0
計	11,473 (974)	100.0	-
平均使用距離	13.8 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

(2) 自転車等使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	418 (222)	55.4	55.4
5km以上 10km未満	179 (18)	23.7	79.2
10km以上 15km未満	88 (2)	11.7	90.8
15km以上 20km未満	50 (3)	6.6	97.5
20km以上 25km未満	15 (1)	2.0	99.5
25km以上 30km未満	1 (0)	0.1	99.6
30km以上	3 (0)	0.4	100.0
計	754 (246)	100.0	-
平均使用距離	6.4 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	143			140		2	1			
警察職給料表	11			2	2	7				
研究職給料表	9		9							
医療職給料表(2)	3				3					
医療職給料表(3)	4				4					
福祉職給料表	2			2						
高等学校等教育職給料表	237	16	219		2					
小学校および中学校等 教育職給料表	205		198		7					
技能労務職給料表	26									
給料表計	640									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	55			55						
警察職給料表	3				2	1				
研究職給料表	3		3							
医療職給料表(3)	2				2					
福祉職給料表	2			2						
技能労務職給料表	8									
給料表計	73									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 673 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 324 人（行政職に相当する調査実人員 286 人）、初任給関係以外の調査職種 6,230 人（行政職に相当する調査実人員 5,423 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、44,196 人であり、このうち、行政職に相当するものは 35,161 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 14 表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 122	事業所 24	事業所 19	事業所 14	事業所 45	事業所 20
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	5	1	—	1	1	2
製 造 業	82	11	17	10	32	12
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	11	5	—	—	3	3
卸 売 業 , 小 売 業	2	1	—	—	—	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	—	1	—	3	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	18	6	1	3	6	2

注 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が9所あった。

2 調査対象事業所 133 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた 131 所に占める調査完了事業所 122 所の割合（調査完了率）は、93.1%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模50人以上100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	10	56.9	739,207	1,845	737,362		
短大卒	3	56.9	786,717	60	786,657		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	6	56.5	711,329	2,919	708,410		
工場長	17	53.4	700,779	0	700,779	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	12	54.0	722,977	0	722,927		
短大卒	2	51.9	667,592	0	667,592		
高校卒	3	52.1	640,209	0	640,209		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	166	54.3	645,992	18,038	627,954	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	128	54.4	661,243	16,082	645,161		
短大卒	12	54.0	609,324	0	609,324		
高校卒	26	54.1	592,531	36,460	556,071		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	194	53.1	730,401	27,938	702,463	同上	同上
大学卒	160	53.0	744,100	25,164	718,936		
短大卒	11	54.5	708,238	40,157	668,081		
高校卒	22	52.9	655,302	42,374	612,928		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	61	53.1	656,760	11,997	644,763	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	45	52.9	669,213	3,041	666,172		
短大卒	11	54.9	626,910	18,921	607,989		
高校卒	5	52.3	602,689	77,404	525,285		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	50	52.9	648,308	42,249	606,059	同上	同上
大学卒	38	51.3	648,466	31,525	616,941		
短大卒	5	56.9	649,876	0	649,876		
高校卒	7	58.3	646,249	131,885	514,364		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	319	50.6	597,444	34,392	563,052	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	208	49.7	620,637	33,303	587,334		
短大卒	42	52.7	586,303	31,059	555,244		
高校卒	69	51.9	538,156	39,317	498,839		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	430	48.8	616,045	51,481	564,564	同上	同上
大学卒	300	47.6	624,966	48,950	576,016		
短大卒	48	51.7	616,473	27,649	588,824		
高校卒	81	51.6	584,112	75,914	508,198		
中学卒	X	X	X	X	X		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模50人以上100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	137	47.3	521,444	50,449	470,995		
短大卒	86	44.2	525,375	56,826	468,549		
高校卒	23	52.2	514,943	30,854	484,089		
中学卒	28	51.9	515,783	48,371	467,412		
—	—	—	—	—	—		
技術課長代理	95	47.8	561,102	39,739	521,363	同 上	同 上
大学卒	62	45.8	577,534	39,051	538,483		
短大卒	9	53.0	609,426	29,390	580,036		
高校卒	24	51.8	491,907	46,016	445,891		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	334	47.6	468,790	63,057	405,733	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	168	46.1	483,934	67,529	416,405		
短大卒	76	48.9	451,670	60,878	390,792		
高校卒	87	49.7	456,202	56,287	399,915		
中学卒	3	42.8	420,585	66,472	354,113		
技術係長	485	43.7	533,846	90,712	443,134	同 上	同 上
大学卒	317	41.6	526,510	87,029	439,481		
短大卒	50	47.9	538,569	81,383	457,186		
高校卒	116	48.2	554,090	105,482	448,608		
中学卒	2	41.1	523,117	127,421	395,696		
事務主任	275	43.2	377,439	48,517	328,922	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	153	40.9	392,221	51,175	341,046		
短大卒	61	45.2	341,756	35,492	306,264		
高校卒	61	46.8	377,484	55,056	322,428		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	245	42.2	440,967	80,688	360,279	同 上	同 上
大学卒	170	39.0	453,563	89,816	363,747		
短大卒	22	49.1	448,199	73,154	375,045		
高校卒	53	49.1	399,243	55,490	343,753		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,360	38.3	336,699	37,701	298,998		同 上
大学卒	698	35.0	362,632	45,125	317,507		
短大卒	237	41.5	298,346	29,276	269,070		
高校卒	416	41.9	315,337	29,666	285,671		
中学卒	9	46.6	281,561	48,411	233,150		
技術係員	1,245	36.4	364,985	47,247	317,738		同 上
大学卒	631	34.5	376,205	50,510	325,695		
短大卒	175	36.2	351,551	46,786	304,765		
高校卒	436	38.9	357,148	43,201	313,947		
中学卒	3	48.1	328,988	62,609	266,379		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き っ ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	8	57.6	774,270	109	774,161		
短大卒	3	56.9	786,717	60	786,657		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	5	58.0	767,776	135	767,641		
工場長	11	53.3	768,473	0	768,473	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	7	53.8	837,272	0	837,272		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	52.1	640,209	0	640,209		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	106	53.8	750,130	28,590	721,540	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	90	53.4	758,181	26,017	732,164		
短大卒	6	53.7	729,305	0	729,305		
高校卒	10	57.0	699,172	66,196	632,976		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	159	52.9	759,198	34,057	725,141	同 上	同 上
大学卒	139	52.9	765,850	29,154	736,696		
短大卒	9	54.6	746,830	48,902	697,928		
高校卒	11	52.1	693,707	78,279	615,428		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	43	53.6	674,345	11,539	662,806	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	30	53.2	687,249	232	687,017		
短大卒	10	54.7	647,077	20,730	626,347		
高校卒	3	54.5	627,153	96,923	530,230		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	42	53.1	653,467	49,297	604,170	同 上	同 上
大学卒	31	51.3	648,327	36,676	611,651		
短大卒	4	57.4	703,291	0	703,291		
高校卒	7	58.3	646,249	131,885	514,364		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	234	50.4	652,788	44,019	608,769	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 7級、8級
大学卒	163	49.1	666,759	41,118	625,641		
短大卒	34	52.9	638,835	39,823	599,012		
高校卒	37	53.1	609,100	58,686	550,414		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	337	48.8	639,796	62,300	577,496	同 上	同 上
大学卒	240	47.5	643,466	58,733	584,733		
短大卒	40	51.7	634,876	32,374	602,502		
高校卒	57	51.9	628,340	97,840	530,500		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5級、6級
大学卒	83	46.4	568,255	66,254	502,001		
短大卒	57	43.7	584,896	75,437	509,459		
高校卒	9	50.4	506,013	57,254	448,759		
中学卒	17	52.4	547,902	42,773	505,129		
技術課長代理	71	47.7	569,856	44,936	524,920	同 上	同 上
大学卒	43	45.4	579,704	41,393	538,311		
短大卒	9	53.0	609,426	29,390	580,036		
高校卒	19	51.3	520,464	63,438	457,026		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	204	47.2	499,523	67,768	431,755	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	106	45.4	517,633	74,921	442,712		
短大卒	45	48.3	474,061	54,902	419,159		
高校卒	52	49.3	486,449	64,834	421,615		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	377	43.6	546,738	94,591	452,147	同 上	同 上
大学卒	248	41.4	537,421	90,189	447,232		
短大卒	37	48.3	549,887	81,248	468,639		
高校卒	91	48.2	572,694	112,367	460,327		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	173	45.1	413,340	55,333	358,007	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	100	42.1	426,286	57,834	368,452		
短大卒	40	47.9	369,476	41,581	327,895		
高校卒	33	50.2	431,028	65,256	365,772		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	140	41.5	483,528	99,393	384,135	同 上	同 上
大学卒	107	38.8	483,383	105,788	377,595		
短大卒	13	50.4	528,804	103,731	425,073		
高校卒	20	50.1	458,366	64,791	393,575		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	871	38.2	366,414	43,835	322,579	同 上	行政職 1級
大学卒	473	35.1	396,434	52,624	343,810		
短大卒	134	41.8	319,813	33,055	286,758		
高校卒	256	41.8	337,919	33,252	304,667		
中学卒	8	45.5	293,098	54,458	238,640		
技術係員	909	36.4	372,909	48,556	324,353	同 上	同 上
大学卒	437	34.8	385,271	50,999	334,272		
短大卒	127	36.1	360,554	48,287	312,267		
高校卒	342	38.2	364,626	45,774	318,852		
中学卒	3	48.1	328,988	62,609	266,379		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	2	54.0	594,670	9,000	585,670	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	6	53.7	584,231	0	584,231	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	5	54.3	578,079	0	578,079		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	47	55.8	512,308	69	512,239	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	35	56.5	504,298	92	504,206		
短大卒	5	55.7	512,014	0	512,014		
高校卒	7	52.7	554,602	0	554,602		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	18	53.5	655,168	4,683	650,485	同 上	同 上
大学卒	14	54.6	650,561	3,165	647,396		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	50.5	702,531	9,409	693,122		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	15	53.2	648,110	7,157	640,953	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	13	53.8	659,979	0	659,979		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	49.5	572,096	52,996	519,100		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	7	52.9	644,693	0	644,693	同 上	同 上
大学卒	6	52.3	678,921	0	678,921		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	60	51.4	473,031	8,337	464,694	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級、6級
大学卒	33	52.0	490,517	7,449	483,068		
短大卒	5	52.4	408,452	687	407,765		
高校卒	22	50.2	461,960	11,788	450,172		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	75	49.3	543,259	9,684	533,575	同 上	同 上
大学卒	52	48.0	564,919	9,604	555,315		
短大卒	5	53.6	557,649	1,256	556,393		
高校卒	17	52.4	469,754	12,360	457,394		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
大学卒	45	49.0	482,366	34,964	447,402		
短大卒	22	45.5	454,473	32,519	421,954		
高校卒	12	53.7	540,321	19,954	520,367		
中学卒	11	51.3	478,105	54,939	423,166		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	21	47.5	558,107	29,950	528,157	同 上	同 上
大学卒	18	46.4	581,470	35,875	545,595		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	53.1	440,007	0	440,007		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	99	48.2	438,687	59,820	378,867	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	52	46.8	444,471	58,029	386,442		
短大卒	23	49.9	449,080	79,606	369,474		
高校卒	23	50.1	414,490	41,279	373,211		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	91	44.7	483,448	75,425	408,023	同 上	同 上
大学卒	61	43.2	480,888	73,305	407,583		
短大卒	10	47.2	507,663	83,539	424,124		
高校卒	20	48.3	478,929	78,183	400,746		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	87	40.5	335,594	39,981	295,613	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	49	39.0	349,306	42,975	306,331		
短大卒	16	41.7	307,881	25,562	282,319		
高校卒	22	43.1	325,587	44,040	281,547		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	97	42.8	397,268	62,973	334,295	同 上	同 上
大学卒	62	39.3	412,089	67,633	344,456		
短大卒	7	48.9	362,345	46,949	315,396		
高校卒	28	48.8	373,984	57,057	316,927		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	339	38.1	285,413	25,756	259,657		行政職 1級
大学卒	164	34.3	290,632	27,202	263,430		
短大卒	69	39.8	272,136	23,967	248,169		
高校卒	105	43.1	286,650	24,776	261,874		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	246	35.4	335,920	46,991	288,929		同 上
大学卒	154	32.5	351,532	53,447	298,085		
短大卒	37	36.8	303,803	42,265	261,538		
高校卒	55	42.4	313,426	31,876	281,550		
中学卒	—	—	—	—	—		

4 規模 50 人以上 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	—	—	—	—	—	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	行 政 職 6 級、7 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	13	50.1	510,324	27,255	483,069	2 課 以 上 ま た は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 お よ び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	3	46.5	520,105	0	520,105		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	9	52.1	503,833	39,368	464,465		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	17	54.1	551,406	0	551,406	同 上	同 上
大学卒	7	50.4	537,921	0	537,921		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	8	55.5	569,869	0	569,869		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	3	45.8	430,204	52,804	377,400	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 お よ び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	同 上
大学卒	2	40.0	437,306	79,206	358,100		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	X	X	X	X	X	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	25	50.5	416,810	17,618	399,192	2 係 以 上 ま た は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 お よ び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級
大学卒	12	49.4	417,087	13,559	403,528		
短大卒	3	50.8	389,467	0	389,467		
高校卒	10	51.6	424,680	27,773	396,907		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	18	46.8	421,478	11,819	409,659	同 上	同 上
大学卒	8	47.4	416,393	7,076	409,317		
短大卒	3	48.5	407,602	0	407,602		
高校卒	7	45.4	433,237	22,306	410,931		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外手当 (B)			
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
大学卒	9	43.6	359,164	11,504	347,660		
短大卒	7	42.4	360,982	14,791	346,191		
高校卒	2	48.0	352,800	0	352,800		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	3	53.5	368,263	0	368,263	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	53.0	362,102	0	362,102		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	31	48.8	358,883	40,088	318,795	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	10	47.9	353,126	45,041	308,085		
短大卒	8	48.3	311,359	26,361	284,998		
高校卒	12	50.8	398,029	48,219	349,810		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	17	41.4	367,295	41,467	325,828	同 上	同 上
大学卒	8	37.9	360,011	43,976	316,035		
短大卒	3	41.2	426,215	74,932	351,283		
高校卒	5	46.3	345,056	25,669	319,387		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	15	43.5	304,046	39,463	264,583	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	4	46.0	308,176	31,441	276,735		
短大卒	5	38.1	261,607	29,457	232,150		
高校卒	6	46.3	336,658	53,150	283,508		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	8	44.9	311,736	0	311,736	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	2	42.0	340,951	0	340,951		
高校卒	5	46.9	304,267	0	304,267		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	150	39.4	259,777	26,210	233,567	同 上	行政職 1級
大学卒	61	36.6	279,647	34,392	245,255		
短大卒	34	45.3	256,461	23,934	232,527		
高校卒	55	38.8	239,789	18,541	221,248		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	90	41.2	281,174	16,439	264,735	同 上	同 上
大学卒	40	37.2	288,412	23,229	265,183		
短大卒	11	37.8	257,912	15,652	242,260		
高校卒	39	46.3	280,443	9,689	270,754		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	2	58.0	957,100	0	957,100	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研究部（課）長	59	50.1	687,567	127,360	560,207	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	61	43.5	559,636	93,941	465,695	構成員3人以上の室（係）の長
主任 研究 員	20	43.5	544,493	49,364	495,129	下記研究員より上位の者 （研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	137	35.7	382,779	48,344	334,435	
研究 補 助 員	27	34.8	252,700	16,990	235,710	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師または歯科医師5人以上
副 院 長	2	61	1,402,187	168,847	1,233,340	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	15	52.2	1,617,803	500,317	1,117,486	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	18	32.2	989,723	275,902	713,821	
歯 科 医 師	2	28.5	763,973	130,983	632,990	
薬 局 長	3	52.5	638,201	81,990	556,211	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	12	40.6	424,770	56,933	367,837	
診療放射線技師	24	39.4	459,727	92,197	367,530	
臨床検査技師	27	39.1	407,680	78,098	329,582	
栄 養 士	15	41	364,168	34,145	330,023	
理学療法士	38	35	338,937	20,370	318,567	
作業療法士	24	31.5	297,664	15,349	282,315	
総看護師長	2	57.5	535,408	5,000	530,408	部下に看護師長5人以上
看護師長	39	49.9	505,336	66,162	439,174	部下に看護師または准看護師5人以上
看護師	94	34.2	403,049	75,316	327,733	
准看護師	9	44.5	365,396	99,630	265,766	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
大学学部長	3	56.2	1,005,605	66,538	939,067	
大学教授	71	52.8	901,273	42,311	858,962	
大学准教授	49	44.4	776,354	34,340	742,014	
大学講師	17	47.2	749,792	74,508	675,284	
大学助教	3	53.5	764,363	0	764,363	
高等学校教頭	2	59.0	623,400	35,550	587,850	
高等学校教諭	27	44.3	514,906	38,854	476,052	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
用務員	3	46.4	228,280	19,549	208,731	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	3	63.6	627,298	0	627,298	
事務・技術部長	4	62.4	563,160	0	563,160	
事務・技術課長	6	61.3	512,343	0	512,343	
事務・技術課長代理	X	X	X	X	X	
事務・技術係長	2	60.9	540,012	2,729	537,283	
事務・技術主任	2	62.0	259,344	32,922	226,422	
事務・技術係員	158	63.0	262,546	13,880	248,666	

第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和5年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 50 人以上 100 人未満	
		円	円	円	円	
新卒事務員・技術者計	大学卒	212,845	217,815	209,911	※ 199,233	
	短大卒	193,566	193,535	※ 203,000	X	
	高校卒	177,013	178,685	※ 174,640	X	
	新卒事務員	大学卒	211,026	216,819	206,877	※ 199,233
		短大卒	195,210	※ 191,471	※ 203,000	-
		高校卒	174,588	※ 175,369	※ 174,640	X
	新卒技術者	大学卒	216,592	※ 220,334	※ 213,986	-
		短大卒	※ 191,579	※ 195,528	-	X
		高校卒	※ 183,569	※ 183,569	-	-
準新卒医師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒薬剤師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒診療放射線技師	大学卒	X	X	-	-	
新卒栄養士	大学卒	X	X	-	-	
準新卒看護師	養成所卒	※ 225,432	※ 226,998	X	-	
新卒高等学校教諭	大学卒	X	-	X	-	

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第17表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		80.6%
配偶者に家族手当を支給する		64.4%
家族手当制度がない		19.4%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,097円
	配偶者と子1人	19,680円
	配偶者と子2人	26,048円

注1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は79.9%である。

3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務関連手当を支給しない		在宅勤務を 実施していない
	%	%	%	%	
50.3	(35.8)	(64.2)	49.7		

注1 ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

2 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所のうち、在宅勤務関連手当を月額で支給している事業所は1事業所(月額4,000円超5,000円未満)であった。

第 19 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	389,327	309,809
	上半期 (A2)	402,229	313,796
特別給の支給額	下半期 (B1)	911,287	684,646
	上半期 (B2)	859,684	609,291
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.34	2.21
	上半期 (B2/A2)	2.14	1.94
	年間計	4.48	4.15
年間の平均		4.48	

注 1 下半期とは令和 4 年 8 月から令和 5 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 20 表 民間における初任給の改定状況

項 目 学歴 企業規模		新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増 額 %	据置き %	減 額 %	
大学卒	規模計	31.1	(66.3)	(33.7)	-	68.9
	500 人以上	34.7	(76.2)	(23.8)	-	65.3
	100 人以上 500 人未満	32.7	(55.8)	(44.2)	-	67.3
	50 人以上 100 人未満	15.0	(66.7)	(33.3)	-	85.0
高校卒	規模計	11.2	(77.4)	(22.6)	-	88.8
	500 人以上	15.1	(74.5)	(25.5)	-	84.9
	100 人以上 500 人未満	9.3	(78.2)	(21.8)	-	90.7
	50 人以上 100 人未満	5.0	(100.0)	-	-	95.0

注 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 21 表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施 %	ベースアップ中止 %	ベースダウン %	ベース改定の慣行なし %
係 員	60.5	4.3	0.5	34.7
課 長 級	47.6	9.9	0.5	42.0

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	95.2 %	94.3 %	37.8 %	5.1 %	51.4 %	0.9 %	4.8 %
課 長 級	87.0	86.1	28.7	5.3	52.1	0.9	13.0

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	55.2 %	44.8 %	48.1 %	51.9 %	46.8 %	53.2 %
500 人以上	57.0	43.0	48.7	51.3	46.5	53.5
100 人以上 500 人未満	56.0	44.0	47.9	52.1	48.1	51.9
50 人以上 100 人未満	47.6	52.4	46.8	53.2	44.1	55.9

第 24 表 民間における定年制の状況

項目 定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100.0 %	71.0 %	29.0 %	- %

注 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 25 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 項目	給与減額あり	給与減額なし	
		60 歳で減額	
課 長 級	72.4 %	65.5 %	27.6 %
非 管 理 職	72.3	65.3	27.7

注 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 26 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 26 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
68.5 %	71.2 %

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

生計費關係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、家計調査（総務省）等に基づき、次の方法により算定した。

1 標準生計費の費目の内訳

標準生計費は、次の各費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれの家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服および履物

雑費Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」および「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定した。

なお、2人から5人世帯については、「家計調査」（大津市・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考） 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の家計調査の全国の調査世帯のうち、有業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

（注）家計調査の大津市における集計世帯数は96世帯

第27表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	35,930	36,230	57,050	77,870	98,680
住居関係費	43,700	46,480	42,240	37,990	33,750
被服・履物費	6,910	4,710	7,610	10,520	13,430
雑費Ⅰ	22,080	22,980	44,000	65,010	86,030
雑費Ⅱ	15,210	17,770	24,700	31,650	38,590
計	123,830	128,170	175,600	223,040	270,480

労働経済関係資料

第28表 労働経済指標

その1 民間給与および労働時間

項目 年月	全 国					
	① きまって支給する 給与(調査産業計)		② 所 定 内 給 与 (調査産業計)		③ 総実労働時間数 (調査産業計)	④ 所定外労働時間数 (調査産業計)
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
令和3年度	※ 296.7	※ 1.2	※ 273.2	※ 0.8	142.5	11.7
令和4年度	※ 303.5	※ 2.4	※ 278.7	※ 2.0	143.5	12.2
令和4年1月	298.9	2.0	274.7	1.8	136.9	11.8
2月	299.5	2.3	275.2	1.9	136.6	11.9
3月	304.0	2.2	278.9	1.9	144.5	12.6
4月	307.9	2.5	281.9	2.2	149.0	12.9
5月	301.2	2.2	277.2	1.9	137.6	11.7
6月	304.0	2.3	280.0	2.1	149.6	12.1
7月	303.7	2.0	279.1	1.9	147.0	12.1
8月	301.9	2.3	277.7	2.2	139.1	11.3
9月	304.0	2.6	279.7	2.2	144.0	12.2
10月	305.3	2.3	279.9	1.8	144.5	12.6
11月	305.7	2.6	280.0	2.2	146.0	12.6
12月	305.9	2.5	280.1	2.3	144.2	12.6
令和5年1月	303.9	1.7	279.5	1.7	135.7	11.8
2月	303.5	1.4	279.1	1.5	139.7	12.0
3月	306.8	1.0	281.6	1.0	145.8	12.5
4月	310.9	1.0	285.1	1.2	148.3	12.6

注1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の事業所規模30人以上の数値であり、パートタイム労働者等が含まれている。

2 ①、②、⑤、⑥については、令和2年平均=100とした指数を基礎としている。

3 ※は、暦年によるものである。

滋 賀 県					
⑤ きまって支給する 給与(調査産業計)		⑥ 所 定 内 給 与 (調査産業計)		⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
※ 273.5	※ △1.8	※ 248.4	※ △2.5	136.0	11.2
※ 281.4	※ 2.9	※ 256.0	※ 3.1	137.4	11.6
279.9	3.5	253.9	2.8	130.4	11.3
280.7	4.0	254.2	3.3	133.2	11.8
281.3	3.4	256.5	3.6	135.5	11.3
285.9	2.2	260.0	2.4	144.3	11.7
279.6	2.9	256.0	3.5	130.9	10.8
282.1	3.5	258.0	4.0	143.7	11.8
281.5	2.2	256.7	2.9	142.4	11.8
277.8	1.9	252.7	2.2	130.9	11.2
278.6	2.6	252.5	2.5	136.6	11.8
282.5	3.5	256.9	3.7	138.1	11.9
283.7	2.7	257.8	3.3	141.7	12.1
282.9	2.1	256.9	2.9	139.7	12.3
276.2	△1.3	253.2	△0.3	126.8	10.4
279.8	△0.3	256.3	0.8	136.7	11.5
279.3	△0.7	255.6	△0.3	137.1	11.3
281.5	△1.6	257.2	△1.1	143.1	11.6

その2 雇用・生計費等

項目 年月	①常用雇用指数(調査産業計)				②有効求人倍率 (季節調整値)		③
	全 国		滋賀県		全 国	滋賀県	完全失業率 (季節調整値)
	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)
令和3年度	※ 99.8	※ △0.2	※ 98.1	※ △1.9	1.16	0.97	2.8
令和4年度	※ 99.0	※ △0.8	※ 98.5	※ 0.4	1.31	1.13	2.6
令和4年1月	98.5	△1.2	99.8	1.6	1.20	0.99	2.7
2月	98.3	△1.2	99.6	1.4	1.21	1.02	2.7
3月	97.6	△1.3	99.1	1.1	1.23	1.04	2.6
4月	99.2	△1.1	99.2	2.5	1.24	1.06	2.6
5月	99.3	△0.9	99.5	1.3	1.25	1.06	2.6
6月	99.5	△0.6	97.0	△1.8	1.27	1.08	2.6
7月	99.5	△0.6	99.3	0.4	1.28	1.09	2.6
8月	99.3	△0.5	97.9	△0.9	1.31	1.12	2.5
9月	99.2	△0.4	94.2	△4.1	1.32	1.14	2.6
10月	99.2	△0.5	99.0	1.1	1.34	1.17	2.6
11月	99.3	△0.3	99.0	1.3	1.35	1.20	2.5
12月	99.3	△0.3	98.4	1.0	1.36	1.21	2.5
令和5年1月	99.1	0.6	101.1	1.3	1.35	1.20	2.4
2月	98.9	0.6	100.7	1.1	1.34	1.17	2.6
3月	98.2	0.6	100.3	1.2	1.32	1.11	2.8
4月	99.9	0.7	101.7	2.5	1.32	1.13	2.6

注1 ①、②厚生労働省、③～⑤総務省、⑥日本銀行による。

2 ①、⑤、⑥は令和2年基準である。

3 ※は、暦年によるものである。

4 ②の滋賀県の令和3年度、令和4年度の欄は原数値である。

④消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑤消費者物価指数 (総 合)				⑥国内企業物価指数	
全 国		大津市		全 国		大津市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)
311.2	2.2	※ 314.2	※ 2.0	100.0	0.1	99.6	△0.1	107.0	7.1
322.8	3.7	※ 337.8	※ 7.5	103.2	3.2	102.2	2.6	117.1	9.4
314.4	5.6	463.1	63.3	100.3	0.5	100.0	0.5	109.4	9.1
285.3	1.6	303.0	28.1	100.7	0.9	100.2	0.8	110.3	9.4
343.7	△0.1	327.5	△7.9	101.1	1.2	100.2	0.8	111.4	9.4
344.1	1.6	322.4	6.8	101.5	2.5	100.9	2.2	113.2	9.9
315.0	△0.9	329.1	12.3	101.8	2.5	101.1	1.9	113.3	9.4
300.5	6.9	286.7	5.4	101.8	2.4	101.1	1.6	114.3	9.6
317.6	4.9	280.6	5.5	102.3	2.6	101.4	2.1	115.2	9.3
322.4	9.6	325.7	11.0	102.7	3.0	101.9	2.4	115.7	9.6
314.0	6.2	373.6	32.9	103.1	3.0	102.1	2.4	116.9	10.3
328.7	5.1	348.0	△18.4	103.7	3.7	102.8	3.2	118.1	9.7
308.1	1.3	290.4	△23.7	103.9	3.8	102.8	3.2	119.1	9.9
353.8	2.8	403.5	6.0	104.1	4.0	103.0	3.4	119.9	10.6
331.1	5.3	357.5	△22.8	104.7	4.3	103.6	3.6	119.9	9.6
298.7	4.7	301.5	△0.5	104.0	3.3	102.6	2.4	119.5	8.3
340.0	△1.1	335.9	2.6	104.4	3.2	103.1	2.9	119.6	7.4
334.2	△2.9	344.0	6.7	105.1	3.5	103.8	2.8	120.1	6.1